

印鑑登録手続き

印鑑証明は、不動産の登記や自動車登録のほか権利義務の発生や変更などに必要でたいへん重要な書類です。

そのため、印鑑の登録や証明書の発行に際し、本人確認の手続きなどが複雑になります。

あなたの大切な財産を守るために必要な手続きですので、ご理解をお願いします。

申請資格 市内在住の15歳以上の方

※登録できる印鑑は1人1個にかぎります。

登録できない印鑑

- 氏名に関係ない文字がある印鑑
- ほかの方が登録に使用している印鑑
- 欠けていたり、すりへっている印鑑
- ゴム印

- 一辺の長さが8mmの正方形に収まる印鑑
- 一辺の長さが25mmの正方形に収まらない印鑑

登録方法 登録する印鑑をかならず持参してください。登録方法は別表の①～④のいずれかの方法です。登録は市役所1階市民窓口グループ（①番の窓口）で

行います。

手数料

- 印鑑登録手数料…1件50円
- 印鑑登録証明書…1通200円

問合せ先

市役所市民窓口グループ
☎ 52-1111 (内線214・218)

	①	②	③	④
窓口に来る方	本人 (本人確認できる証明書がある方)	本人 (本人確認できる証明書はないが保証人がいる方)	本人 (本人確認できる証明書もなく、保証人もいない方)	代理人 (本人が窓口に来ることができない方)
持参するもの	<ul style="list-style-type: none"> 登録する印鑑 官公署が発行した顔写真付きの本人確認できる証明書(運転免許証、パスポート、外国人登録証明書、住民基本台帳カード(顔写真付き)、身体障害者手帳など) 	<ul style="list-style-type: none"> 登録する印鑑 保証人欄が署名押印済の印鑑登録申請書 	(申請時) <ul style="list-style-type: none"> 登録する印鑑 (交付時) <ul style="list-style-type: none"> 登録する印鑑 回答書 本人確認できる証明書 	(申請時) <ul style="list-style-type: none"> 登録する印鑑 印鑑登録申請書 代理権授与通知書 代理人の認印 (交付時) <ul style="list-style-type: none"> 回答書 本人および代理人を確認できる証明書 代理人の認印
本人確認の方法	上記の本人確認できる 証明書 で確認します。	保証人 により確認します。	①照会文書兼回答書を本人宛に 郵送 。 ②照会文書が届いたら 回答書 に本人が署名押印。 ③回答書並びに登録者本人および代理人を確認できる証明書を窓口にお持ちください。 本人を確認できる証明書 【運転免許証、パスポート、外国人登録証明書、住民基本台帳カード(顔写真付き)、身体障害者手帳、健康保険被保険者証、年金手帳、年金証書、医療受給者証、介護保険被保険者証など】	
印鑑登録証、証明書の交付	即時交付	即時交付	即時交付はできません。 後日の交付になります。	
備考	※顔写真のついていない健康保険被保険者証などでは登録できません。	※保証人は高浜市で印鑑登録をしている方にかぎります。 ※保証人欄には保証人の住所・氏名・生年月日・性別・印鑑登録証の番号の記載と登録印の押印が必要です。	※回答書は本人の住所地のみに郵送します。	※代理権授与通知書、回答書いずれも本人が記載してください。 ※代理人が回答書を提出する場合、代理権授与通知書欄に本人による記載が必要です。 ※回答書は本人の住所地のみに郵送します。

